

第4章

計画推進に
あたって

第4章 計画推進にあたって

1 推進体制

(1) 推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

そのため、本市では、次のような推進体制のもとで本計画を実行します。

①千葉市男女共同参画推進協議会

男女共同参画に関する市役所内の総合的な企画や、連絡調整等を行う庁内組織です。副市長を会長、市民局長を副会長とし、教育長及び関係局長等を構成員としています。

協議会の下に、生活文化スポーツ部長を幹事長、各局主管課長等を幹事とした幹事会が置かれ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調査協議を行っています。また、幹事会は各局等に男女共同参画推進員を置き、全庁的に男女共同参画の施策を展開しています。

②千葉市男女共同参画審議会

ハーモニー条例第17条に基づく、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関です。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

③千葉市男女共同参画センター

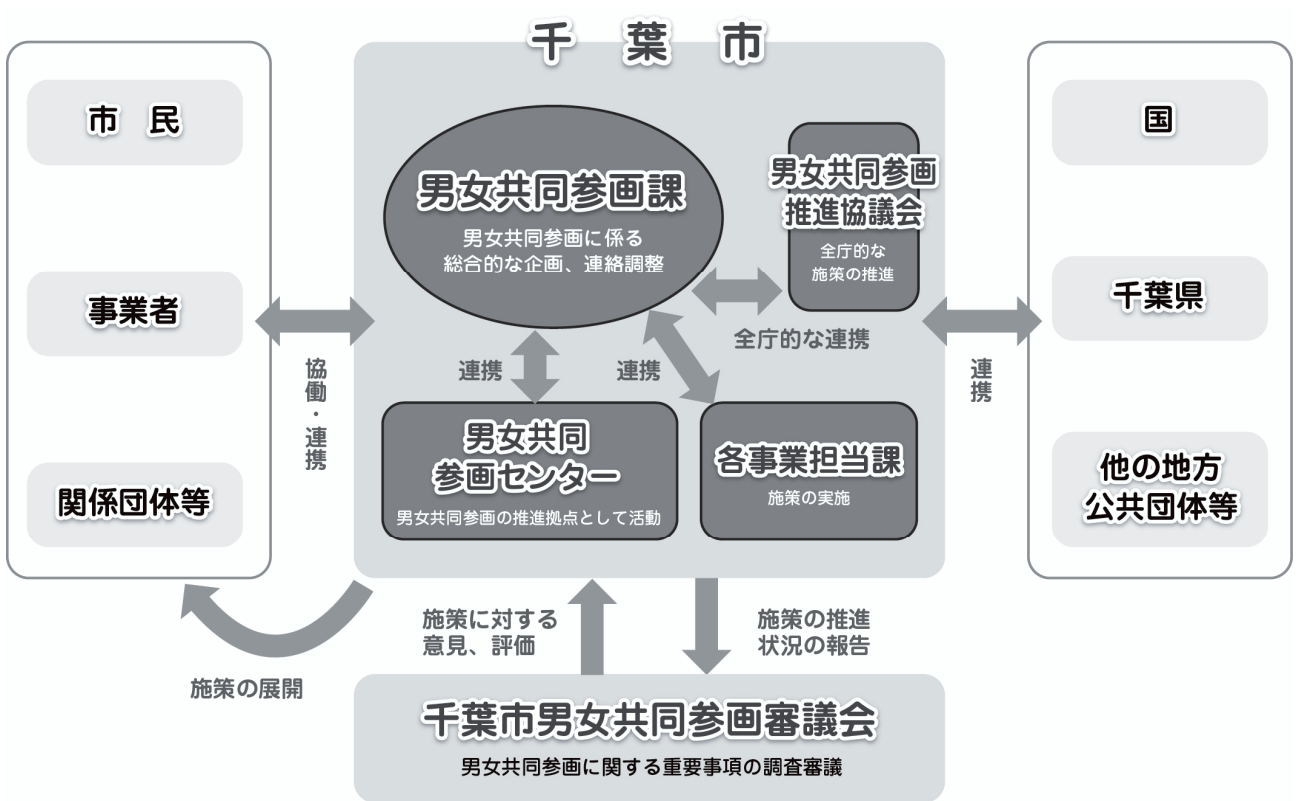
ハーモニー条例第15条に基づく、男女共同参画社会形成のための拠点施設です。

男女共同参画センターでは、男女平等を目指す市民の方の様々な活動や学習を支援するため、「調査・研究」「情報収集提供」「相談」「研修・学習」「交流啓発」の5つの機能を有しています。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組みを支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

推進体制図



2 計画の進行管理

市は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。

3

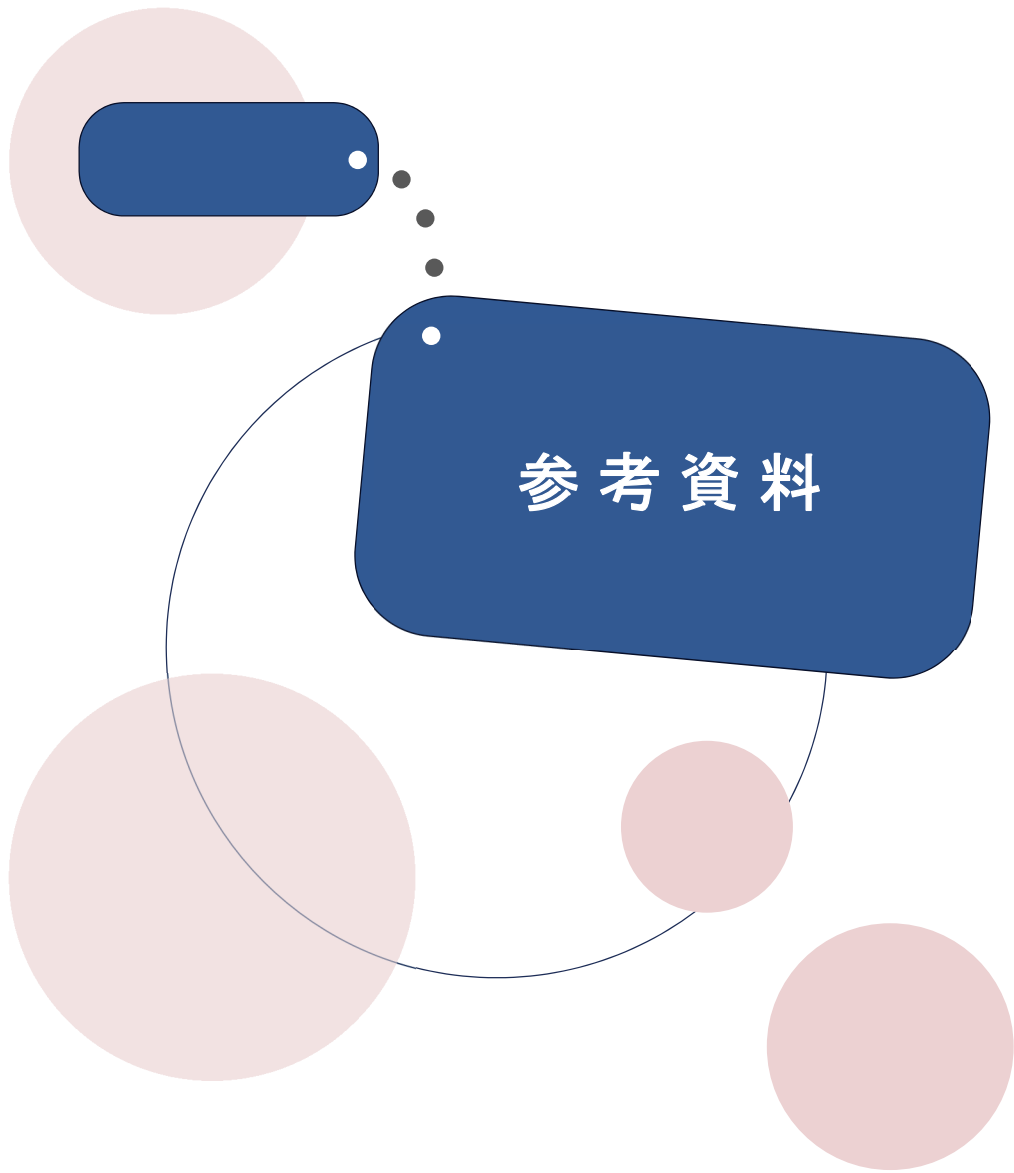
指標一覧

NEW 新規項目

活躍 女性活躍推進関連

基本目標	指標項目	現状値	最終目標
		(調査時期) (数値)	(達成時期) (目標数値)
I 男女共同参画 社会実現に 向けての 理解の促進	NEW 「男女共同参画社会」という言葉 の認知度	平成25年度 51.2%	平成33年度 70.0%
	「男性は仕事、女性は家事・育 児」といった固定的性別役割分 担意識を持たない人の割合	平成25年度 25.1%	平成33年度 持たない人の割合が持 つ人の割合を上回る
	男女共同参画センターの利用者数	平成26年度 68,857人	平成33年度 増加(前年度比)
	NEW 男女共同参画センターにおける講 座受講者の満足度	平成27年度 70.1%	平成33年度 80.0%
II 男女平等と 人権の尊重	配偶者等からの暴力の相談窓口を 知っている人の割合	平成26年度 38.5%	平成33年度 70.0%
	NEW 「デートDV」という言葉を知っ ている高校生の割合	平成26年度 59.1%	平成33年度 80.0%
III あらゆる分野 における 女性の活躍	附属機関の女性委員の割合	平成27年4月 27.3%	平成33年度 38.0%
	市職員の管理職に占める女性割合	平成27年4月 17.1%	平成32年度 (平成37年度) 20.0% (30.0%)
	NEW 活躍 民間企業の管理職に占める女性割 合	平成28年度 —	平成33年度 平成28年度以 降に設定する
	職場において「男女の地位が平等 になっている」と考える人の割合	平成25年度 17.7%	平成33年度 50.0%
	家族経営協定延べ締結農家数	平成26年度 22件	平成33年度 36件

基本目標	指標項目		現状値	最終目標
			(調査時期)	(達成時期)
			(数値)	(目標数値)
IV 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	★活躍	育児期にある女性（35-39歳）の労働力率	平成27年度 —	平成32年度 国の値を上回る
		NEW	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	平成25年度 36.1%
		市男性職員の育児休業取得率	平成26年度 3.1%	平成31年度 13.0%
	NEW ★活躍	民間企業における男性の育児休業取得率	平成28年度 —	平成33年度 平成28年度以降に設定する
	★活躍	男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数	平成26年度 75件	平成33年度 160件
	NEW ★活躍	保育所の待機児童数	平成27年4月 0人	平成33年度 0人
	NEW	男性が1週間で育児にかかわる時間	平成26年度 23.4時間	平成33年度 25.5時間
	NEW	町内自治会役員に占める女性割合	平成27年5月 26.0%	平成33年度 30.0%
	NEW	防災ライセンス講座修了者数	平成27年度 195人	平成33年度 240人
	NEW	ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった割合	平成26年度 75.0%	平成33年度 90.0%
V 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援	NEW	LGBT（性的少数者）に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合	平成27年度 74.0%	平成33年度 85.0%
	NEW	学校や職場内の人々が、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合	平成27年度 60.7%	平成33年度 75.0%
	NEW	高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らしていると思う人の割合	平成26年度 26.5%	平成33年度 50.0%



千葉市の男女共同参画施策の経緯

①「千葉市婦人問題研究班」発足（昭和62年）

女性行政のあるべき姿を見出すことを目的として、男女平等に関する課題を正しく捉え総合的な検討を行う「千葉市婦人問題研究班」が発足しました。また同年、市民を対象とした「男女共同参加に関するアンケート」を実施しました。

②「千葉市女性問題懇話会」発足（平成2年）

市民、有識者などから構成される「千葉市女性問題懇話会」が発足し、平成3年、女性行動計画策定に向けて、その審議の結果が「提言書」として市長に提出されました。

③「ちば女性計画・ハーモニープラン」策定（平成3年）

千葉市女性問題懇話会からの提言を受けて、千葉市初の女性行動計画「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定しました。

④「ハーモニー相談室」開設（平成6年）

女性の抱える問題に幅広く対応するために、「ハーモニー相談室」を開設しました。

⑤ 千葉市女性センターの開設準備委員公募（平成10年）

千葉市女性センターの開設にあたり、市民と行政との協働の一環として、開設準備委員を広く市民から募りました。

⑥「千葉市女性センター」開設（平成11年）

男女の自立と対等な社会参画を推進するための調査・研究、情報の収集及び提供、相談、研修・学習機会の提供並びに交流支援の拠点施設として、「千葉市女性センター」を開設しました。

⑦「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」策定（平成13年）

千葉市男女共同参画懇話会からの提言を受けて、「ちば女性計画・ハーモニープラン」を改定し、新世紀における千葉市の男女共同参画施策を総合的・計画的に推進する「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」を策定しました。

⑧「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」施行（平成15年）

平成15年4月、男女共同参画を推進するために、7つの基本理念を示すとともに、市、市民、事業者の取り組むべき役割を定めた「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行しました。

⑨「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」策定（平成17年）

平成17年3月、条例に基づく最初の基本計画として、男女共同参画社会の形成に関する施策や市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」を策定しました。

⑩「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（後期計画）」策定（平成23年）

「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」の中間年にあたる平成22年度、社会経済情勢の変化や国の動向等に対応するとともに、計画の推進状況を踏まえ、後期に向けて、より効果的に施策を展開するため、計画の見直しを行いました。（改定時期：平成23年3月）

⑪「千葉市女性センター」から「千葉市男女共同参画センター」へ名称変更（平成23年）

平成23年4月、施設の設置目的や事業内容をよりわかりやすく表現し、性別にかかわらず市民に利用してもらうため、「千葉市女性センター」の名称を「千葉市男女共同参画センター」に変更しました。

千葉県男女共同参画ハーモニー条例

平成 14 年 9 月 25 日公布

千葉県条例第 34 号

千葉市民が、21 世紀を豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が人権を尊重しあい、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが緊要な課題である。

千葉市は、これまで「ハーモニー」を男女共同参画社会をイメージする言葉として、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指し各種の施策を積極的に展開してきたが、なお一層の努力が求められている。

千葉市は、ここに、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。
- (4) 男女が、性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野の意思

決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たすことができること。

(6) 女性及び男性が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

(7) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を策定し、実施する役割を担うものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との協働を図る役割を担うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担うものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備する役割を担うものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し性的な言動を行うことにより、当該者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさせ、又は性的な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為等を行ってはならない。

(基本的施策)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。

- (2) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。
- (3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
- (4) 自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 女性及び男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めること。
- (7) 女性及び男性が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の健康が維持され、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する教育、相談その他の必要な措置又は支援を行うよう努めること。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、千葉県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(広報活動等)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとする。

- 2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第3条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ作成するものとする。

(男女共同参画週間)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に対する関心を高め、理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、男女共同参画週間

を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年12月のうち市長が別に定める日から1週間とする。
- 3 市長は、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、又は積極的な取組を行ったと認められる事業者を表彰することができる。

(拠点施設)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進し、並びに市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する取組を支援するため、拠点施設を設けるものとする。

(苦情及び相談の申出等)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談を処理し、並びに男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、必要な委員（以下この条において「委員」という。）を置く。

- 2 市民及び事業者は、委員に対し前項に規定する苦情若しくは相談又は救済を申し出ることができる。
- 3 委員は、前項の規定による苦情又は相談の申出があった場合は、必要に応じて調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。
- 4 委員は、第2項の規定による救済の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。
- 5 委員は、第1項に規定する苦情及び相談の処理状況について千葉市男女共同参画審議会に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員に対する申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千葉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、市長が男女の委員の数が概ね同数となるよう委嘱した委員15人以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、2期を超えて連続して再任されることはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附則（平成22年3月23日条例第27号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号

改正 同 11年 7月16日同 第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活

力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施

策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市

町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

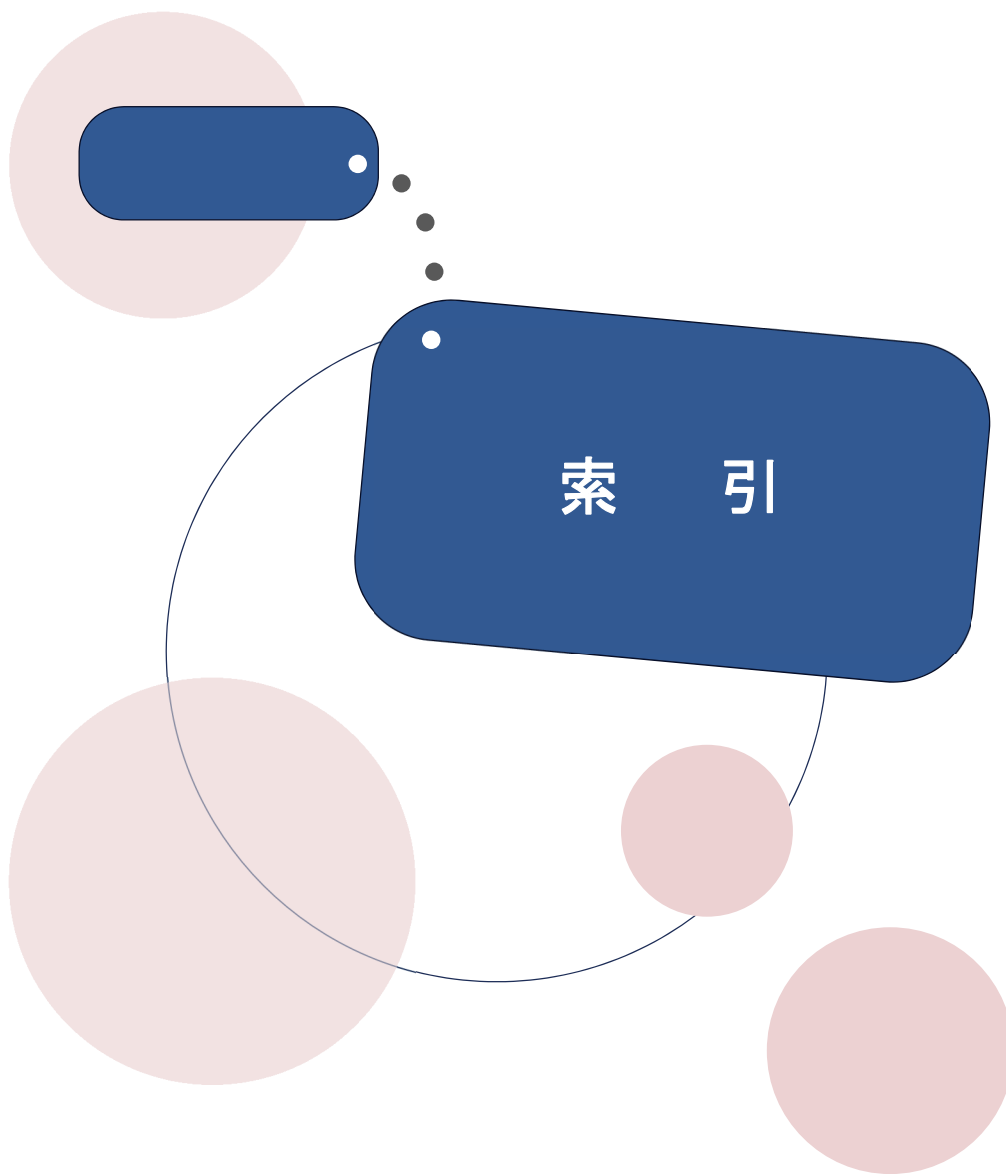
第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランにおける具体的事業

〈 総務局 〉

国際交流課	21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
	23102	国際交流プラザの管理運営	46
	23201	各種情報誌制作事業	46
	23202	外国人市民の人権侵害に対する取組み	46
	23203	外国人市民懇談会	46
危機管理課	44101	女性の視点を取り入れた防災体制の確立	68
防災対策課	44102	自主防災組織の結成率向上	68
	44103	避難所運営委員会の支援	68
	44104	防災リーダーの育成	68
人事課	31101	女性職員及び女性教職員の登用促進	49
	31102	職域拡大の推進	49
給与課	41101	市職員の両立支援・子育て支援の推進	59
	41102	市職員の多様な働き方の促進	59
人材育成課	31103	市職員に対する研修の充実	49
	41102	市職員の多様な働き方の促進	59
業務改革推進課	21302	情報管理と安全確保の徹底	40

〈 市民局 〉

市民総務課 (各コミュニティセンター)	43202	コミュニティまつり	65
市民自治推進課	31107	附属機関の委員の公募による選任の推進	49
	43101	地域活動団体における女性役員の就任促進	65
	【再】 43304	地域活動団体における女性役員の就任促進〔基本目標Ⅳ-3-①の再掲〕	66
区政推進課	21302	情報管理と安全確保の徹底	40
男女共同参画課	12101	ハーモニー講演会の開催	35
	12102	男女共同参画週間の実施	35
	12103	男女共同参画に関する情報誌の発行	35
	12201	男女共同参画に関する資料の収集・提供	35
	12202	男女共同参画に関する調査研究	35
	12203	男女共同参画センターの機能充実	35
	【再】 12301	男女共同参画に関する資料の収集・提供〔基本目標Ⅰ-2-②の再掲〕	35
	12302	男女共同参画に関する講座の開催	35
	12303	生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催	35
	13101	民間団体に対する活動支援	37
	13102	民間団体を支える人材の育成	37
	13103	市民企画講座の開催	37
	13201	男女共同参画センターまつりの開催	37
	13202	ちば男女・みらいフォーラムの開催	37
	21102	若者に向けたデートDV予防教育の推進	40
	21103	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	40
	21202	DV被害者の相談体制の充実	40
	21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
	21402	生活再建に向けた各種制度の情報提供・活用の支援	41
	21502	被害者を支援する人材育成の推進	41
	22101	セクシュアル・ハラスメントに関する啓発や情報提供	43
	22102	パープルリボンキャンペーンの実施	43
	22201	性暴力被害者の支援	44
	22202	性犯罪等の防止と被害者への支援に関する情報提供	44
	【再】 22203	パープルリボンキャンペーンの実施〔基本目標Ⅱ-2-①の再掲〕	44
22301	苦情処理委員制度の運営	44	
22302	ハーモニー相談の実施	44	
22303	ハーモニー専門相談の実施	44	
22304	人権擁護委員による人権相談等への支援	44	
22305	男性相談の実施	44	

	23101	男女共同参画に関する世界の動きの理解	46
	23202	外国人市民の人権侵害に対する取組み	46
	31104	ダイバーシティ推進事業部の運営	49
	31105	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営	49
	31106	附属機関への女性委員の登用促進	49
	31201	男女共同参画推進事業者登録制度	50
	31202	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	50
	31203	女性の活躍推進に関する講座の開催	50
	31204	事業所等における研修の支援	50
【再】	31205	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	50
【再】	32101	男女共同参画推進事業者登録制度〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	52
	32102	男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	52
	32201	キャリア形成や自己表現等に関する講座の開催	53
	32203	女性への再就職支援	53
	32206	多様な就業形態についての情報提供	53
【再】	32301	ダイバーシティ推進事業部の運営〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	53
【再】	32302	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	53
	33101	女性のための起業準備セミナー	56
	41103	労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	59
【再】	41104	男女共同参画推進事業者登録制度〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	59
【再】	41201	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進 〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	60
	42101	男性の家事・育児に関する知識や技術の習得	62
	42103	男性の子育て支援	62
	42104	介護に関する実技の習得	62
	43101	地域活動団体における女性役員の就任促進	65
【再】	43304	地域活動団体における女性役員の就任促進〔基本目標Ⅳ-3-①の再掲〕	66
	44104	防災リーダーの育成	68
	51101	性や健康に関する情報提供や講座の開催	73
	51106	男性の心身の健康に関する支援	73
	51203	LGBT(性的少数者)相談窓口の充実	74
	52101	LGBT(性的少数者)の理解促進	75
【再】	52103	LGBT(性的少数者)相談窓口の充実〔基本目標Ⅴ-1-②の再掲〕	75
	52104	公的証明書における性別欄の廃止	75
	53401	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	78

〈保健福祉局〉

地域福祉課	43303	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	66
	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
	55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
保護課	45201	生活困窮者自立支援の促進	71
地域包括ケア推進課	55104	シニアリーダーの育成	82
	55301	あんしんケアセンター(地域包括支援センター)運営事業	83
	55302	生活支援サービスの充実	83
健康企画課	51104	エイズ対策推進事業	73
健康支援課	42103	男性の子育て支援	62
	42202	育児ストレス相談	63
	42207	養育支援訪問事業	63
	51103	思春期保健対策事業	73
	51105	健康教育事業	73
	51201	女性の健康支援事業	74
	51202	健康相談事業	74
	51301	食の実践教室	74
	51302	ヘルスサポーターの養成教室	74
	51303	食生活改善事業	74
	53103	妊娠・出産に関する相談	77
	53104	母親&父親学級	77
	53201	不妊専門相談センター・特定不妊治療費助成	78
	53301	妊産婦・新生児訪問指導	78

	53302	乳児家庭全戸訪問	78
	53303	出産・育児の電話相談	78
【再】	53304	妊娠・出産に関する相談〔基本目標V-3-①の再掲〕	78
【再】	53402	妊娠・出産に関する相談〔基本目標V-3-①の再掲〕	78
【再】	54102	女性の健康支援事業〔基本目標V-1-②の再掲〕	80
	55101	訪問指導事業	82
健康保険課	53102	出産育児一時金	77
高齢福祉課	21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
	42104	介護に関する実技の習得	62
	55102	生きがい活動支援通所事業	82
	55303	在宅介護者支援の充実	83
	55304	三世代家族同居の支援	83
	55403	高齢者虐待予防・防止の普及啓発	84
	55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
	55405	高齢者虐待発生時の居室確保	84
	55406	高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修	84
高齢施設課	55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
介護保険課	55103	介護支援ボランティア制度の充実	82
	55305	介護相談員派遣事業	83
	55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
障害者自立支援課	21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
	55401	障害者虐待防止の普及啓発	84
	55402	障害者虐待防止センターの整備及び一時保護居室確保	84
	55601	千葉障害者就業支援キャリアセンター事業	85
	55602	ボランティア活動支援事業	85
	55604	障害者職業能力開発プロモート事業	85
	55605	障害者職場実習の促進	85
障害福祉サービス課	55501	障害者相談支援事業	84
	55503	障害児等療育支援事業	84
精神保健福祉課	45303	ひきこもり地域支援センターの運営	71
	55502	精神保健福祉相談事業	84
〈 こども未来局 〉			
健全育成課	11302	家庭教育資料作成事業	32
	41204	子どもルーム整備・運営事業	60
	45302	子ども・若者支援協議会	71
青少年サポートセンター	45301	子ども・若者総合相談センターの運営	71
こども家庭支援課	21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	40
	21102	若者に向けたデートDV予防教育の推進	40
	21103	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	40
	21201	相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	40
	21202	DV被害者の相談体制の充実	40
	21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
	21301	県や関係機関等との連携による一時保護体制の整備	40
	21302	情報管理と安全確保の徹底	40
	21401	同行支援事業の充実	41
	21402	生活再建に向けた各種制度の情報提供・活用の支援	41
	21403	被害者の自立を支援するためのステップハウスの利用支援	41
	21404	DV被害者とその子どもへのケアの充実	41
	21501	要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	41
	21503	被害者支援及び加害者対策についての調査研究	41
	22102	パープルリボンキャンペーンの実施	43
【再】	22203	パープルリボンキャンペーンの実施〔基本目標II-2-①の再掲〕	44
	23202	外国人市民の人権侵害に対する取組み	46
	42201	家庭児童相談事業	63
	45101	母子・父子自立支援員事業	70
	45102	ひとり親家庭等生活向上事業	70

	45103	母子家庭等就業・自立支援センター事業	70
	45104	ひとり親家庭医療費助成事業	70
	45105	自立支援訓練給付金事業等	70
	45106	子育て短期支援事業	70
保育支援課	21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	40
	41203	子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備	60
	41205	ファミリー・サポート・センター事業	60
	41206	病児・病後児保育事業	60
	42102	地域子育て支援センター等における父親向け講座・イベント等の実施	62
	42103	男性の子育て支援	62
	42203	子育て支援総合コーディネート事業	63
	42204	地域子育て支援拠点事業	63
	42205	子育て支援コンシェルジュ	63
	53101	エンゼルヘルパー派遣事業	77
保育運営課	11103	保育所職員研修事業	31
	21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	40
	41202	多様な保育需要への対応	60
	42208	保育所（園）地域活動事業	63
〈 経済農政局 〉			
経済企画課	11206	ちばっ子商人育成スクール	31
	22306	労働相談の実施	44
	32102	男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	52
	32103	労働者向け情報誌発行事業	52
	32104	労働相談の実施〔基本目標Ⅱ-2-③の再掲〕	52
	32202	女性への就労支援	53
	32204	ふるさとハローワーク	53
	32205	就職活動に対する支援	53
	41103	労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	59
	55603	就職面接会	85
産業支援課	33102	コミュニティビジネスの支援	56
	33103	資金調達支援	56
	33104	スタートアップ支援の強化	56
	33105	インキュベート施設の管理運営	56
	33106	相談・助言事業	56
農政課	33204	農業の6次産業化の推進	56
農業経営支援課	33201	農業版ハローワーク事業	56
	33202	農業経営基盤強化促進対策事業	56
	33203	農業の担い手育成	56
〈 都市局 〉			
交通政策課	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
	55204	地域参画型コミュニティバス等導入の推進	83
まちづくり推進課	43301	やってみようよまちづくり支援事業	66
住宅政策課	21402	生活再建に向けた各種制度の情報提供・活用の支援	41
	55202	高齢化に対応した住宅の確保	83
	55203	千葉市民間賃貸住宅入居支援制度・補助制度	83
住宅整備課	21402	生活再建に向けた各種制度の情報提供・活用の支援	41
	55202	高齢化に対応した住宅の確保	83
建築指導課	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
公園管理課	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
〈 建設局 〉			
維持管理課	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83

〈 各区役所 〉

各区役所地域振興課	43101	地域活動団体における女性役員の就任促進	65
	43201	区民まつり	65
	【再】 43304	地域活動団体における女性役員の就任促進〔基本目標Ⅳ-3-①の再掲〕	66
中央区役所地域振興課	43302	まちづくり活動団体への助成	66
緑区役所地域振興課	43302	まちづくり活動団体への助成	66
美浜区役所地域振興課	43302	まちづくり活動団体への助成	66

〈 病院局 〉

経営企画課	54101	両市立病院運営管理事業（女性専用外来の実施）	80
青葉病院地域連携室	54101	両市立病院運営管理事業（女性専用外来の実施）	80
海浜病院地域連携室	54101	両市立病院運営管理事業（女性専用外来の実施）	80

〈 教育委員会事務局 〉

学事課	11303	学校支援地域本部推進	32
教職員課	11102	教職員研修の充実	31
	31101	女性職員及び女性教職員の登用促進	49
指導課	11101	人権教育推進事業	31
	11102	教職員研修の充実	31
	11201	進路指導推進事業	31
	11202	職場体験の推進	31
	11203	スクールカウンセラー活用事業	31
	11204	教育相談の充実	31
	11205	キャリア教育の推進	31
	11301	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	32
	21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	40
	21102	若者に向けたデートDV予防教育の推進	40
	【再】 33302	キャリア教育の推進〔基本目標Ⅰ-1-②の再掲〕	57
52102	学校におけるLGBT（性的少数者）の理解促進	75	
保健体育課	22204	防犯ブザー貸与	44
	51102	学校における保健学習・指導の充実	73
教育センター	11102	教職員研修の充実	31
	11204	教育相談の充実	31
養護教育センター	11102	教職員研修の充実	31
	11204	教育相談の充実	31
生涯学習振興課	33301	科学教育の推進	57
	42206	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	63

ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン

平成28年3月

□発行

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

(電話) 043-245-5060 (FAX) 043-245-5539

(HP) <http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>

